

「産業競争力強化法第百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者の認定等に関する省令（案）」
の概要について

経 済 産 業 政 策 局
生活維持物品役務需要減等対策室

1. 趣旨

令和 8 年 5 月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）」の一部施行に伴い、「産業競争力強化法第百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者の認定等に関する省令」を定めようとするところ、上記の省令の案について意見募集を行うもの。

2. 概要

産業競争力強化法第百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者の認定等に関する省令（案）

- 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関
 - ・ 経済産業大臣は、改正後の産業競争力強化法（以下「法」という。）第 140 条の 28 第 1 項の認定の申請をした者が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。
 - A) 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針に適合すると認められること。
 - B) 次のいずれにも適合していると認められること（法人にあつては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。
 - a) 税務、金融及び企業の財務若しくは生活維持物品役務に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。
 - b) 生活維持物品役務を供給する事業者に対する支援に関し、3 年以上の実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。
 - ・ 認定を受けようとする者は、様式アによる申請書に、法第 140 条の 29 各号に該当しないことを証する書類及び上記に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならないも

のとする。

- 名称等の変更の届出

- ・ 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、法第 140 条の 28 第 4 項の規定による届出をするときは、変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならないものとする。ただし、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができるものとする。

- 軽微な変更

- ・ 法第 140 条の 28 第 4 項の主務省令で定める軽微な変更は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とするものとする。

- 心身の故障により生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を適正に行うことができない者

- ・ 法第 140 条の 29 第 3 号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とするものとする。

- 心身障害の届出

- ・ 生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が精神の機能の障害を有する状態となり生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の業務の継続が著しく困難となったときは、経済産業大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならないものとする。

- 認定の更新

- ・ 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の 30 日前までに、様式アによる更新申請書に、法第 140 条の 29 各号に該当しないことを証する書類及び上記に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならないものとする。
- ・ 認定の申請に係る規定は、認定の更新について準用するものとする。

- 廃止の届出

- ・ 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、法第 140 条の 31

の規定による届出をするときは、廃止届出書を経済産業大臣に提出しなければならないものとする。

3. 施行日

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

以 上

(別紙) 様式ア

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名

認 定 (更 新) 申 請 書

産業競争力強化法第 140 条の 28 第 1 項 (第 140 条の 30 第 1 項) の規定に基づき、認定 (更新) を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 事務所の所在地
- 2 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する事項
 - 一 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容
 - 二 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制
 - (1) 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の統括責任者、当該統括責任者を補佐する者及び当該生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者の氏名
 - (2) その他の生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制に関する事項

(添付書類)

- 1 認定の申請の規定に掲げる要件に適合することを証する書類
 - (1) 専門的知識を有する証明書
 - (2) 実務経験証明書
- 2 産業競争力強化法第 140 条の 29 各号 (同法第 140 条の 30 第 2 項において準用する同法第 140 条の 29 各号) に該当しないことを証する書類
誓約書

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

1 事務所の所在地
2 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務に関する事項 一 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容
二 生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制 (1) 生活維持物品役務需要減等支援業務の統括責任者、当該統括責任者を補佐する者及び当該生活維持物品役務需要減等支援業務を行う者の氏名
(2) その他の生活維持物品役務需要減等支援業務の実施体制に関する事項

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、住所は、法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

専 門 的 知 識 を 有 す る 証 明 書

1. 専門的な知識を有していることを証する資格又は免許等

資格又は免許等の名称
資格又は免許等を有している者の氏名
資格又は免許等を取得した年月日

2. 経営革新計画（中小企業等経営強化法第 14 条）等の策定を行う際に、主たる支援者として関与した計画

主たる支援者の氏名	計 画 の 内 容	認定番号	認定日

3. 生活維持物品役務に関する専門的な知識を有していること

事業者名	支 援 の 内 容	支援期間

備考

- 1 資格又は免許等を有している者が法人である場合には、法人の名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 税務、金融及び企業の財務若しくは生活維持物品役務に関する専門的な知識を有していることと同等以上の能力を有している場合は、その証明書を添付すること。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、生活維持物品役務を供給する事業者に対する支援に関し、３年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

記

実務者の氏名	所属部署	実務経験の内容	実務経験年数
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			年 月から 年 月 まで
			合計 満 年 月

備考

- 1 生活維持物品役務を供給する事業者に対する支援に関し、３年以上の実務経験を有していることと同等以上の能力を有している場合は、その証明書を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名

当社（私）は、産業競争力強化法第 140 条の 29 各号（第 140 条の 30 第 2 項において準用する同法第 140 条の 29 各号）のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

備考

- 1 申請者が法人である場合には、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。